

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給湯（第4条—第9条）
- 第3章 権利金、温泉使用料及び管理料（第10条—第14条の2）
- 第4章 管理（第15条—第24条）
- 第5章 温泉管理委員会（第25条—第33条）
- 第6章 補則（第34条・第35条）
- 附則

第5章 温泉管理委員会

（温泉管理委員会の設置）

第25条 熱海温泉の健全なる発展並びに熱海温泉事業の適正な経営管理を行なうため、市長の諮問機関として、熱海温泉管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

（管理委員会の組織）

第26条 管理委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 権利者
- (3) 市の区域内に住所を有する者

（管理委員会の任務）

第27条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 温泉開発に関する事項
- (2) 温泉給湯に関する事項
- (3) 熱海温泉の経営管理に関する事項
- (4) その他必要な事項

（会長及び職務）

第28条 管理委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（委員の任期）

第29条 委員の任期は、4年とする。ただし、委員がその選任資格を欠いたときは、それぞれそのときをもって職を失うものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第30条 管理委員会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(書記)

第31条 管理委員会に書記を置く。

2 書記は、郡山市熱海温泉事業所の職員をもってあてる。

(参考人の出席)

第32条 管理委員会又は会長が必要と認めたときは、委員以外の者（以下「参考人」という。）を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第33条 委員には、その職務を行なうため、報酬及び費用弁償を、前条の規定による参考人には、費用弁償を支給する。

2 前項の規定による報酬及び費用弁償の額は別に定める。